

松本市パートナーシップ宣誓制度 ガイドブック



松 本 市

目次

■	1	パートナーシップ宣誓制度の概要……………	1 ページ
■	2	宣誓することができる方……………	2 ページ
■	3	宣誓手続きの流れ……………	3 ページ
■	4	宣誓時に必要な書類……………	5 ページ
■	5	受領証等の再交付・変更・返還……………	7 ページ
■	6	よくある質問……………	8 ページ
参考資料		松本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱…	12 ページ

1 パートナーシップ宣誓制度の概要

松本市は、性別にかかわらず、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、多様な性や生き方を認め合い、自分らしく暮らしながら、個性や能力を発揮できる社会の実現を目指しています。

「松本市パートナーシップ宣誓制度」は、婚姻のような権利や義務は発生しませんが、お二人が互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合う関係であることを宣誓され、その宣誓を市が受け止めることで、生きづらさや悩みが少しでも解消され、このまちで暮らし続けながら、個性や能力の発揮につながることを期待するとともに、地域社会にLGBTQ(性的マイノリティ)の方への理解が進み、性別にかかわらず、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される、多様性と活力に満ちたまちの実現につなげることを目的としています。

用語

性的マイノリティ

性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者をいう。

パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである二者の関係をいう。

宣誓

パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

2 宣誓することができる方

パートナーシップ宣誓をするには、一方または双方が性的マイノリティであることのほか、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 成年に達していること

双方とも年齢は満18歳以上の方（民法の改正により、2022年4月1日以降）

(2) いずれか一方が松本市民であること、または市内への転入を予定していること

いずれか一方の方が市内に住所を有している、または宣誓の日から30日以内に市内への転入を予定している方

- ✓お二人が同居でなくても可能です。
- ✓転入予定の方は、宣誓書に転入予定日等をご記入いただき、宣誓日から30日以内に本市の住所が掲載された住民票の写し等を提出してください。転入していることを確認した後、「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「受領カード」を交付します。

(3) 配偶者がいないこと

- ✓戸籍抄本または独身証明書等で確認します。
- ✓日本の国籍を有しない方は、大使館等公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等に、日本語訳を添付して提出してください。
- ✓海外で同性婚しているお二人の場合は宣誓可能です。

(4) 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと

- ✓既に宣誓者以外の方とパートナーシップ宣誓を行っている方は宣誓することができません。なお、解消(返還)をされた場合は除きます。

(5) 宣誓者同士の関係が近親者でないこと

- ✓民法の規定により、婚姻することができない関係(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族)にある方は宣誓することができません。ただし、宣誓者同士が養子縁組をしている場合、宣誓することができます。

3 宣誓手続きの流れ

(1) 事前予約

宣誓を希望される日の原則7日前(土・日・祝日、年末年始を除く)までに電話またはメールで予約してください。宣誓日時、必要書類等の調整・確認を行います。

宣誓できる時間	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後4時
---------	----------------------------------

✓ 宣誓日時の状況によりご希望に沿えない場合があります。

予約時には、以下のことをお伝えください。

- ① お二人の氏名(通称名)
- ② 電話番号またはメールアドレス
- ③ 宣誓希望日時(第1希望～第3希望)

予約先	松本市住民自治局人権共生課 (松本市中央1-18-1 Mウイング3階)	
	TEL	0263-39-1105
	FAX	0263-37-1153
	E-mail	kyousei@city.matsumoto.lg.jp

(2) 宣誓

宣誓は、プライバシーに配慮し、個室で行います。

- ・ 予約した日時にお二人揃ってお越しください。
- ・ 市の職員の前で「パートナーシップ宣誓書」に自署し、提出してください。
 - ✓ 自ら宣誓書に記入できないときは、両当事者以外の方に代筆させることができます。
- ・ 本人確認書類による本人確認を行います。
- ・ 必要書類(5ページ)を提出してください。
- ・ 宣誓は無料です。
 - ✓ 宣誓に必要な書類の交付手数料は、自己負担となります。
 - ✓ 書類に不備や不足がある場合は、宣誓を延期する場合があります。
 - ✓ 宣誓に関する手続きは、日本語で行います。通訳が必要な方は、各自で手配をお願いします。

宣誓場所	<p>市長が指定する場所</p> <p>原則として、Mウイング(松本市中央1-18-1)</p> 
	所要時間

(3) パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

パートナーシップ宣誓書受領証(1通)と受領カード(2通)を交付します。受領証及び受領カードは、2種類のデザインの中からお選びください。

- ✓書類に不備や不足等がなければ、原則即日交付します。
- ✓転入予定の方は、転入後の住民票の写しを提出した後、交付します。

【A タイプ】

様式第2号 (第3条関係) 第1号

パートナーシップ宣誓書受領証

松本 花子 様 人権 あゆみ 様
(平成5年3月22日生) (昭和64年1月5日生)

宣誓日 令和3年4月1日

ここに二人が、松本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いを人生のパートナーとし宣誓されたことを証します。

松本市は、性別にかかわらず、市民一人ひとりがかけがえない個人として尊重され、多様な性や生き方を認め合い、自分らしく暮らしながら、個性や能力を発揮できる社会の実現を目指し、取組みを続けてまいります。

今後とも、お二人が自分らしく輝き、活躍されることを願います。

令和3年4月15日

松本市長 臥雲義尚 印

※この受領証の複製は受け付けない。裏面をご確認ください。

【B タイプ】

様式第2号 (第3条関係) 第1号

パートナーシップ宣誓書受領証

松本 花子 様 人権 あゆみ 様
(平成5年3月22日生) (昭和64年1月5日生)

宣誓日 令和3年4月1日

ここに二人が、松本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いを人生のパートナーとし宣誓されたことを証します。

松本市は、性別にかかわらず、市民一人ひとりがかけがえない個人として尊重され、多様な性や生き方を認め合い、自分らしく暮らしながら、個性や能力を発揮できる社会の実現を目指し、取組みを続けてまいります。

今後とも、お二人が自分らしく輝き、活躍されることを願います。

令和3年4月15日

松本市長 臥雲義尚 印

パートナーシップ宣誓書受領カード

松本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

本人 松本 花子 パートナー 人権 あゆみ

宣誓日 令和3年4月1日 第1号

令和3年4月15日
松本市長 臥雲義尚 印

パートナーシップ宣誓書受領カード

松本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

本人 松本 花子 パートナー 人権 あゆみ

宣誓日 令和3年4月1日 第1号

令和3年4月15日
松本市長 臥雲義尚 印

4 宣誓時に必要な書類

パートナーシップ宣誓をするには、要件確認と本人確認のため、以下の書類が必要です。

(1) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

3か月以内に発行された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書のどちらかを一人1通ずつ提出してください。

- ✓ 宣誓するお二人が同一世帯になっている場合は、二人分の情報が記載されたもの1通でかまいません。
- ✓ 個人番号(マイナンバー)の記載があるものは受け取れません。ご注意ください。

(2) 転入予定であることを確認できる書類

宣誓する日において、市外に在住しており、概ね30日以内に転入を予定している方は、松本市に転入する予定が記載された転出証明書または賃貸借契約書等の書類(写し可)をお持ちください。

なお、転入されましたら、転入後に発行された住民票の写しをご提出ください。

(3) 戸籍抄本等の配偶者がいないことを証明できる書類

3か月以内に発行された戸籍抄本等の配偶者がいないことを証明できる書類をお一人1通ずつ提出してください。

- ✓ 戸籍抄本等は、原則本籍地のある自治体でのみ取得できます。本籍地が分からない場合は、本籍地が記載された住民票の写しを取得することで知ることができます。戸籍の取得する方法は、窓口での請求と郵便請求があります。また、取得に時間がかかる場合があります。詳しくは、本籍地のある自治体へご確認ください。

日本の国籍を有しない方は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的機関が発行する書類に、日本語訳を添付して提出してください。

- ✓ 日本の国籍を有しない方が日本で独身であることを証明する書類として、①・②のいずれかの書類を提出してください。

① 外国で結婚されていない場合
<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻要件具備証明書(3か月以内に発行されたもの) ・婚姻要件具備証明書を日本語に翻訳した書類 (翻訳者の氏名を記入。本人の翻訳でも可)
② これから宣誓される2人が外国で同性結婚している場合
<ul style="list-style-type: none"> ・外国での結婚に係る証明書(3か月以内に発行されたもの) ・外国での結婚に係る証明書を日本語に翻訳した書類 (翻訳者の氏名を記入。本人の翻訳でも可)

(4) 本人確認できる書類

マイナンバーカード(個人番号カード)、旅券(パスポート)、運転免許証等、下記の書類をご持参ください。

本人確認できる書類の例

1枚の提示で足りるもの	2枚以上の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(個人番号カード) ・旅券(パスポート) ・運転免許証 ・住民基本台帳カード(顔写真付き) ・在留カード ・特別永住者証明書 ・国・地方公共団体の期間が発行した身分証明書(顔写真付き) <p>(注)有効期間または有効期限の定めがあるものについては、その有効期間内または有効期限までのものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・顔写真のない住民基本台帳カード ・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ・共済年金又は恩給の証書 ・学校、法人が発行した顔写真付きの身分証明書、資格証明書

✓ 必要に応じて、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

5 受領証等の再交付・変更・返還

再交付・変更・返還の場合も、事前に電話またはメールでご予約ください。

(1) 受領証等の再交付

紛失、毀損、汚損等によりパートナーシップ宣誓書受領証または受領カードの再交付を希望するときは、様式第4号の再交付申請書を提出してください。

毀損、汚損の場合は、すでに発行している受領証等と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。

再交付後、紛失した受領証等を発見した場合は速やかに返還してください。

- ✓再交付申請書を提出する際、本人確認を行いますので、このガイドブックの6ページに記載している「(4)本人確認できる書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

(2) 宣誓事項の変更

住所や氏名の変更等により宣誓書に記載した事項に変更があった場合、様式第5号の変更届を提出してください。

変更内容を確認できる書類(写し可)を一緒に提出してください。

すでに発行している受領証等と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。

変更内容が確認できる書類の例

住所変更の場合	住民票の写し、住民票記載事項証明書等
氏名変更の場合	戸籍抄本等
通称名変更の場合	公共料金のはがき、給与明細書、通称名の記載のある住民票の写し等

- ✓変更届を提出する際、本人確認を行いますので、このガイドブックの6ページに記載している「(4)本人確認できる書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

(3) 受領証等の返還

以下に該当するときは、様式第6号の返還届出書を提出し、受領証等を返還してください。ただし、受領証等の紛失やその他やむを得ない理由があるときは返還しないことも可能ですので、ご相談ください。

- ① 双方の意思によりパートナーシップが解消された
- ② 双方が共に市内に住所を有しなくなった(連携協定都市へ転出した場合を除く)
- ③ 宣誓者の一方が死亡した
- ④ その他宣誓の要件を満たさなくなった(宣誓者同士が婚姻したときを除く)

✓ 返還届出書を提出する際、本人確認を行いますので、このガイドブックの6ページに記載している「(4)本人確認できる書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

6 よくある質問

(1) 松本市パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

結婚は法律に基づいて行われ、相続等財産上の権利や税金の控除等、様々な法律上の権利や義務が発生します。一方、松本市パートナーシップ宣誓制度は市が独自で行う制度であり、法律効力がありません。

この制度は、お二人が互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合う関係であることを宣誓され、その宣誓を市が受け止めることで、生きづらさや悩みが少しでも解消され、このまちで暮らし続けながら、個性や能力の発揮につながることを期待するとともに、地域社会にLGBTQ(性的マイノリティ)の方への理解が進み、性別にかかわらず、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される、多様性と活力に満ちたまちの実現につなげることを目的としています。

(2) パートナーシップ宣誓をすると、戸籍や住民票にも記載されますか？

この制度は法的効力がないため、宣誓後に戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

(3) 宣誓にあたり、プライバシーは守られますか？

宣誓は、プライバシーに配慮し、個室で行い、担当の市職員のみが立ち会います。提出された書類や記載されている個人情報等は、松本市個人情報保護条例の規定に基づき適切に管理します。

(4) 利用可能なサービスはどのようなものがありますか。

パートナーシップ宣誓書受領証または受領カードをご提示いただくことで、次のサービスの申請等が可能となります。

- ・市営住宅の入居申し込み
- ・松本市立病院において面会・手術同意、看取り等親族と同様の対応
(民間医療機関では、取り扱いが異なりますので、必ず事前にご確認ください。)
- ・市罹災証明の代理申請(委任状を省略)【令和5年8月から】
- ・パートナーが親権者とともにを行う保育施設への入所申込み【令和5年8月から】
- ・保育所・学童保育所への送迎【令和5年8月から】
- ・一部携帯電話会社の家族割引[※]
- ・同性パートナーを保険金の受取人に指定[※]

※ただし、法的効力がないため、それぞれの利用先で取り扱いが異なります。サービスの利用先に詳細を必ず問い合わせてください。

今後行政サービスの拡充を進めるとともに、民間企業への働きかけを取り組んでいきます。

(5) パートナーシップ宣誓に費用はかかりますか？

宣誓や宣誓書受領証等の交付には、費用がかかりません。ただし、宣誓をする際にご提出いただく書類の交付手数料は自己負担となります。

(6) 松本市民でないと宣誓できないのですか？

宣誓されるお二人のうち、いずれか一方の方が市内に住所を有している、または市内への転入を予定している場合は宣誓することができます。

(7) 宣誓できるのは、同性パートナーだけですか？

同性パートナーに限らず、一方または双方が性的マイノリティ(性的指向が異性愛のみでない又は性自認が戸籍上の性と異なる。)の方であれば、宣誓することができます。

(8) 事実婚の二人は宣誓できますか？

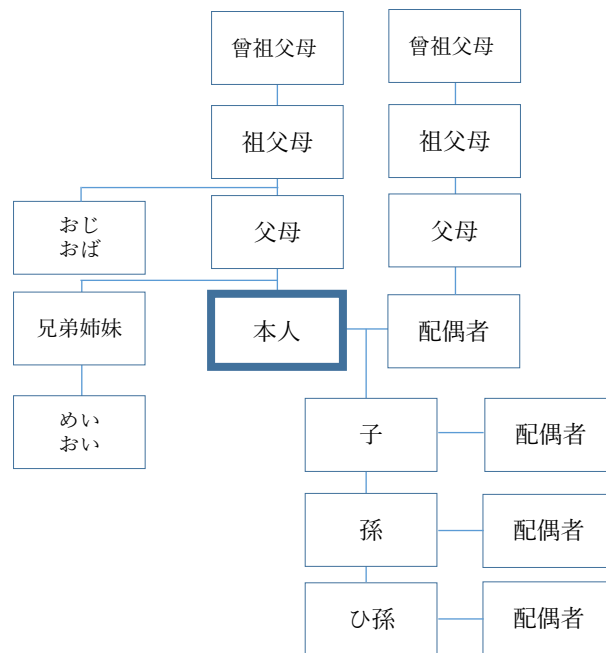
事実婚の関係にあるお二人の一方または双方が性的マイノリティ(性的指向が異性愛のみでない又は性自認が戸籍上の性と異なる。)の方であれば、宣誓することができます。

(9) 同居していないと宣誓できませんか？

様々な生活スタイルを考慮し、お二人が同居していなくても宣誓することができます。

(10) 近親者(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族)の具体例は何ですか？

民法の規定により、婚姻できない関係は、以下の図のとおりです。



(11) 養子縁組をしていますが、宣誓できますか？

日本では同性同士の婚姻が認められないため、遺産相続や扶養家族等の法的な保護を受けるために、パートナーと養子縁組し戸籍上の血縁関係を結ぶという形を選択している場合があります。このような理由で養子縁組している宣誓者同士は近親者から除くこととしており、宣誓することができます。

(12) 日本の国籍を有していないが、宣誓できますか？

日本の国籍を有していなくても、宣誓することができます。
なお、パートナーシップ宣誓をしても在留資格や在留期間は変わりません。

(13) 通称名は使用できますか。

通称名を使用することができます。通称名を使用する際は、受領証等の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

(14) 郵送やEメールでも宣誓書を受け付けていますか？

郵送やEメールでは受け付けていません。宣誓時はお二人でお越しいただき、市職員の立ち会いのもと、宣誓書を自署していただきます。

(15) 市外に転出する場合はどうすればいいですか？

お二人とも市内に住所を有さなくなった場合は、パートナーシップ宣誓書受領証及び受領カードを添えて「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書(様式第6号)」を提出してください。

(16) パートナーが亡くなりました。受領証等を返還しなければなりませんか？

原則として宣誓者の一方が死亡したとき、受領証等を返還していただきます。ただし、生前の関係の証として受領証等を持っていたい場合は、返還しなくてもかまいません。

参考資料

松本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パートナーシップ関係にある二人がその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、性別にかかわらず、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、多様な性や生き方を認め合い、自分らしく暮らしながら、個性や能力を発揮できる社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである二者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- (4) 申告 本市へ転入前に、パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定を本市と締結した他の地方公共団体（以下「連携協定締結都市」という。）において、第6条第1項に規定する受領証等に類する書類（以下「受領証等類似書類」という。）の交付を受けた二者が、当該事実及びパートナーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。

(宣誓又は申告の要件)

第3条 宣誓又は申告（以下「宣誓等」という。）をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条の定める成年に達していること。
- (2) 共に宣誓等をしようとする者の少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと（事実上の婚姻関係にある者を含む。）。
- (4) 共に宣誓等をしようとする者以外の者との間に、現にパートナーシップの関係がないこと。

- (5) 共に宣誓等をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、職員及び双方立ち合いの下で、両当事者以外の者にこれを代筆させることができるものとする。

(1) 住民票の写し

(2) 市内への転入を予定している者（以下「転入予定者」という。）にあつては、その事実が確認できる書類

(3) 戸籍抄本その他配偶者がいないことを確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書に通称名（戸籍名以外の呼称で戸籍名に代わるものとして広く通用しているものをいう。）を使用することができる。

3 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 在留カード

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証明書等であつて、市長が適当と認めるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

4 宣誓書の提出は、市長が指定する場所において行うものとする。

（申告の方法）

第5条 申告をしようとする者は、松本市パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第1号の2以下「申告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 転入前に交付を受けた受領証等類似書類の写し

(2) 住民票の写し

(3) 転入予定者にあつては、その事実が確認できる書類

2 第4条第3項の規定は、前項の規定による申告の手続について準用する。

（受領証等の交付）

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合は、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号又は様式第2号の2）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号又は様式第3号の2。）（以下これらを「受領証等」という。）を交付する。

2 前項の規定は、第5条第1項の規定による申告書の提出があった場合について準用する。この場合において、第1項中「第4第1項の規定により宣誓がなされた場合」とあるのは「第5第1項の規定により申告がなされた場合」と読み替えるものとする。

3 市長は、前項において読み替えて準用する第1項の規定により申告希望者に受領証等を交付したときは、当該申告希望者が宣誓をしたものとみなし、当該受領証等を交付した事実その他連携協定で定める事項について、当該申告希望者が市内への転入をする前の住所の属する連携協定締結都市に通知する。

（受領証等の再交付）

第7条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「パートナーシップ宣誓者」という。）は、紛失、毀損、汚損等により当該受領証等の再交付を受けようとするときは、第11条の規定による宣誓書の保存期間に限り、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により受領証等の再交付を受ける場合にあっては、再交付申請書に当該受領証等を添えなければならない。

2 第4条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

（変更届）

第8条 パートナーシップ宣誓者は、住所又は氏名（通称名を含む。）に変更があったときは、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

2 第4条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、変更届の提出があったときは、当該パートナーシップ宣誓者に対し、変更後の受領証等を交付するものとする。

（受領証等の返還）

第9条 パートナーシップ宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書（様式第6号）に当該受領証等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 双方が共に市内に住所を有しなくなったとき。ただし連携協定締結都市へ転出した場合を除く。

- (3) パートナーシップ宣誓者の一方が死亡したとき。
- (4) 一方又は双方が第3条第3号から第5号までに掲げる要件を満たさなくなったとき（共に宣誓等をした者同士が婚姻したときを除く。）。

2 第4条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

（市民及び事業者への周知及び啓発）

第10条 市長は、市民及び事業者がパートナーシップの宣誓等の趣旨を適切に理解し、公平かつ適切な対応が行われるよう、周知啓発に努めるものとする。

（宣誓書及び申告書の保存）

第11条 市長は、宣誓書及び申告書を30年間保存するものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年1月1日から施行する。

松本市パートナーシップ宣誓制度ガイドブック(第1版)

令和3年4月1日発行

令和5年8月1日改定

問い合わせ先 松本市住民自治局人権共生課

TEL 0263-39-1105

FAX 0263-37-1153

E-mail kyousei@city.matsumoto.lg.jp